

## 第8回船橋市地域公共交通活性化協議会 会議録

日 時：平成22年6月1日(火)

15:30～16:30

場 所：船橋市役所 9階

第1会議室

出席者：別添名簿参照

	0. 委嘱状交付
議 長	1. 開 会
	2. 報 告 それでは、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について、事務局から説明願います。
事務局	<事務局より説明>
議 長	何かご質問やご意見はありますか。 今年度から、地域公共交通活性化協議会に地域公共交通会議の役割も兼ねるということで、今後、実証運行の認可作業などを円滑に進めるために、今までオブザーバーだった方も委員に、また新たに委員になっていただいた方もいらっしゃいますし、引き続きの方もいらっしゃいます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。
全委員	<特に、意見や質問はなし>
議 長	質問が特に無いようですので、次の議事1、平成21年度船橋市地域公共交通活性化協議会の決算について、事務局から説明願います。
事務局	<事務局より説明>
監査委員	<会計監査報告> 会計監査報告をさせていただきます。平成21年度船橋市地域公共交通活性化協議会の会計について会計帳簿、預金通帳、証拠書類等を事務局の方から提示がございまして監査しましたところいずれも適正に処理されていることを認めましたのでここにご報告申し上げます。
議 長	なにかご質問、ご意見は御座いますでしょうか。 それでは、お諮りいたします。平成21年度船橋市地域公共交通活性化協議会の決算について、ご異議ございませんでしょうか。

	<p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	次に議事2、平成22年度船橋市地域公共交通活性化協議会の事業について事務局から説明願います。
事務局	<事務局より説明>
議 長	平成22年度事業に関連するので、ここで今後のスケジュールについても続けて事務局から説明願います
事務局	<事務局より説明>
議 長	なにかご質問、ご意見は御座いますでしょうか。
委 員 (市民代表)	丸山、八木が谷、田喜野井の3地区に限定して新公共交通の実験に入りますというご説明で、八木が谷地区が と に分かれていましたが、 と を別々に考えると、実験を実施する地区は4地区と理解するのでしょうか、それとも と は一つの地区と考えるのでしょうか。
事務局	事業としては2つになりますが地区としては1つとして考えております。
委 員 (関運)	スケジュールの件ですが、自治会の協力を得て実施というところを、広報を利用する等、もう少し具体的にイメージなどをお示しいただければと思います。
事務局	広報活動を行うことにより、交通不便地域の方々に新しいシステムの導入についてご理解、またご利用いただきます。それによって新しいシステムに対する意見も多く出てくると思いますので、広報活動は大事なものと考えております。これにつきましては今後、しっかり検討していきたいと考えております。
委 員 (市民代表)	7月中旬に行われる第9回協議会で具体的な運行計画等が出されるとのことでしたが、市民の声はいつごろ、どのような形で聞いていくのか。また自治会としてはどんな協力をしていったらいいのか。その辺を明確にしていきたいと思ます。
事務局	地元自治会の協力という点では広報活動をお願いすることとなると思います。次回の第9回協議会では、事業者及びルート、運賃等、業務内容についてお諮りしたいと考えております。秋口から実証実験を行うためには次回の第9回協議会で決定していただかないとスケジュール的に厳しくなると考えておりますので、そこに

	<p>向けて努力していくとともに、その中で自治会の方、住民の方との協議の場を設定していきたいと考えております。</p>
委員 (市民代表)	<p>ルート、運賃等、具体的なものは地元の意見を聞いて対応していくとのことですが、7月中旬に開催される第9回協議会の中で決定するとなると、地元の意見を反映させていく時間的な余裕はあるのかということが懸念されますがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>スケジュールに、6月と7月の間に地元代表者と打ち合わせと書いてありますが、その内容などを説明してください。</p>
事務局	<p>運行計画につきましては、まず一定のところまでは事業者と事務局で打合せを行い、ルート、及び運賃等を検討して、それから地元の代表者と協議を行っていきたいと考えております。その協議につきましても時間が限られておりますのでその中で十分な協議に臨んでいきたいと考えております。</p>
議長	<p>今の説明の補足ですが、地区ごとにルート等が違うので、各地区毎に各々の事業者と打合せを行い、その後、地元に対して説明をさせていただくといった手順になると思いますが、何か意見はありますでしょうか。</p>
委員 (市民代表)	<p>7月中旬に開催される予定の第9回協議会に運行計画を提案して、そこで決定した後に地元から意見が出てきた場合、困るのではないかと。その前に地元代表者との打合せを実施するとのことですが、具体的にいつ、どんな形で実施することを想定しているのかを確認できればと思います。</p>
事務局	<p>今のご質問ですが、6月下旬くらいにはなんとか地元と協議を行いたいと考えています。</p>
議長	<p>今、具体的に事業者が決まってない地区がありまして、その地区の事業者が決まれば打合せに入れるわけです。事業者と打ち合わせができれば、皆様に協議の日程をお話してることになります。八木が谷地区につきましては、すでに事業者は決まっておりますから、もう少し早く地元と協議出来ると思います。ということで、事務局には可能な限り早急に地元の説明に行っていたいただきたいと思います。</p>
委員 (市民代表)	<p>丸山地区の場合は飛び地になっておりまして、昔から非常に飛び地意識があります。そして、何か機会があったらミニバスとかワゴンでも通したいという要望があります。しかし、今までは採算が合わないということで実現できませんでした。最近、広報等を見て、実証実験の話が進んでいるんだと実感している地元の方がいます。また、私の方にどうなってるんだとお問い合わせもあります。そこで、これは私の個人的な意見なんですけど、ワゴン車で実証実験を行う場合、3か月程度であれば地域としてもワゴン車のリース代くらいは地域で払っても実証実験してもらいたいと考えております。困っている人が非常に多いものですから、それくらいのこ</p>

	<p>とを地域として行っても良いのではないかと考えております。地元としては途中でこの話が停滞、または後退するということに対しては非常にでは困るということをご報告しておきます。</p>
議長	<p>非常に前向きなご意見をありがとうございます。実証実験期間が3年ございますので、その期間のリース等を今検討しているところでございまして出来るだけ早く結論を出したいと考えております。</p>
委員 (市民代表)	<p>先程から地元の意見を聞くということが何回か出ておりますが、地元に出向いて説明していただくことは可能ですか。</p>
事務局	<p>今までも例えば丸山地区では出前講座という形で3回ほど出向いて説明させていただいておりますし、田喜野井地区につきましても同じように出向いてお話しをさせていただいております。地元からのご要望があればご説明させていただきたいと考えております。</p>
委員 (関運)	<p>路線の許可、スケジュール、及び制度等について簡単にご説明させていただければと思います。先程、事務局よりご報告がありましたとおり、本協議会は地域公共交通会議としての役割を兼ねることとなりましたが、7月に行われようとしている会議にて、道路運送法の路線の態様、または対価に係る態様を議論いただくことがまさにその地域公共交通会議の機能の部分になるかと思っております。すなわち実証実験であってもこうした基本的な情報について協議会で合意を得てないと進めることは非常に困難であります。また一方で委託を受けるタクシー事業者、あるいはバス事業者も、その合意がなければ10月以降の申請、運行開始に向けた準備がスタートしないわけでございますので、ぜひこの道路運送法に基づく適当な運賃であるとか、他の旅客自動車運送事業者との整合が図られている、こうしたことについては7月のこの協議会の中でご議論いただいて決めていただくのが大変重要な事柄だと思っております。やはり実証実験ということは、まずはやってみて、見ていただいて、使っていただいて、利用しやすいように改善するという、1つのケーススタディとなる形ができていけばという思いでご理解をいただければと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他ありますでしょうか。</p>
委員 (市民代表)	<p>今、ご発言があった、実証実験をやってみて都合の悪いところは直していこう、あるいは地元から声が上がったならばルート、運賃、本数等、基本的なものは当協議会で決めてから実証実験に入ろうということなんですが、私は市民から声が出てくる一番の要件はやはりルートだと思います。これらも含めて実証実験をやって都合が悪い部分については見直すということで理解させていただいてよろしいのでしょうか。</p>

議 長	7月の協議会の時は、ルートなどの程度の内容について承認いただけるのですか。
委 員 (関運)	<p>実証運行をやった結果、都合が悪いので変えるという場合もやはり協議会の中でルートについてはお諮りをさせていただいて、申請には3か月程度かかります。仮に秋から実証実験を始めて都合が悪いから少しルートを変えましょうといってもそれを決めてから一定の期間が必要である。こういうようなご理解をいただければと思います。</p>
議 長	<p>実証実験をやってみるということは、まず第1段階でありまして、それから実証実験の結果を踏まえて検証、再度実験を行うということで、実際に実証実験期間は今年度以外に2年間あるわけでございますので、そこでまた見直しをして変更した形で実証実験を行っていくこともありますのでそのへんもお含みいただければと思います。</p> <p>ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは今貴重なご意見をいただきましたけれども、こうした意見を踏まえてこの実証実験を実施するというところで次回の会議に申請の内容の方針などをきちんと出せるように進めてまいりたいと思います。それではご審議ありがとうございました。それではこれで第8回船橋市地域公共交通活性化協議会を閉会させていただきます。</p>